

広島県告示第三百六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称		土 砂 灾 家 警 戒 区 域		所 在 地	
				広島県竹原市新庄町及び三原市本郷町南方地内	
の自然現象類の発生原因となる土砂災害		表 区 域 示 の		土 砂 灾 家 特 別 警 戒 区 域	
棕原川(七 五二〇隣e)	葛子川支川 (六八g)	葛子川支川 (六八f)	葛子川支川 (六八e)	土石流	土砂災害警戒区域
土石流	土石流	土石流	土石流	表区域示の	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の名称	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令に害防に土砂二 め第へ関防に災項及 る八平す止お災害にび 事十成る対け警規法 項四十法策る警規法
棕原川(七 五二〇隣e)	葛子川支川 (六八g)	葛子川支川 (六八f)	葛子川支川 (六八e)	土石流	土砂災害特別警戒区域
土石流	土石流	土石流	土石流	次の図のとおり	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令に害防に土砂二 め第へ関防に災項及 る八平す止お災害にび 事十成る対け警規法 項四十法策る警規法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令に害防に土砂二 め第へ関防に災項及 る八平す止お災害にび 事十成る対け警規法 項四十法策る警規法

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当、広島県西部建設事務所東広島支所及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。